事務連絡

令和３年１２月２８日

居宅介護支援事業所　代表者各位

五條市あんしん福祉部

介護福祉課長　谷口　久美

（公印省略）

令和3年度五條市介護給付費適正化集団指導に係る

質問への回答について

平素は、本市の介護保険事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年12月15日に開催させていただきました五條市内に所在される居宅介護支援事業所を対象としました介護給付費適正化集団指導にて、多くの介護支援専門員の方々にご参加いただき、介護保険事業に掛ける本市の思い等をお伝えさせていただきました。

当該集団指導にて実施いたしましたアンケートにて複数のご質問をいただきましたので、それぞれの質問への回答を示させていただきます。

なお、当該集団指導にご参加いただいていない方にも伝わりやすいように、ご質問の内容には一部意訳が含まれますことをご容赦ください。

当該資料に記載させていただいています内容以外にも、ご質問等ございましたら下記問い合わせ先にご連絡ください。

問い合わせ先

〒637-8501

奈良県五條市岡口1丁目3番1号

五條市介護福祉課介護保険係

TEL：0747‐22‐4001（内線294）

FAX：0747‐25‐0294

問1　利用者本位の重要性は十分理解していますが、ケアマネジャーとしてどこまでの対応をすればよいですか。

答１　五條市ケアマネジメントに関する基本方針にて示させていただいているように、利用者本位を具現化する手法はケアマネジメントになります。

　　　　普段から細心の注意を払っていただいていることと思われますが、被保険者の個別性を尊重し、各々の抱える課題の解決方法について、出来うる限り選択肢がある状態で提示することが重要となります。

　　　　緊急を要する場合など選択肢を残すことが困難な事例については、アセスメントやモニタリングなどを十分に行い、柔軟な対応を心掛けていただければと考えます。

問２　個別サービス計画書がない場合や提出されない場合は介護保険給付の返還となるということでしょうか。

答２　配布資料について、複数の項目で給付費の返還を示唆する記述を用いましたが、これらの記述は算定要件を満たされていることを確認することが困難となった場合等についての記述となります。

個別サービス計画書がないことにより、すぐに介護保険給付の返還を求めるということはありませんが、その外の資料からも算定要件を満たしていることが確認できない場合は返還を求めることもありますので、サービス提供の根拠資料については十分に注意して管理していただければと思います。

問３　サービス担当者会議に代えて照会文書を送らせていただいていますが、退院退所時のカンファレンスには必ず出席していただく必要があるのでしょうか。施設によっては、病院等に出向くことを禁止しておられる所もあります。

答３　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、病院等の職員との面談以外での情報収集や電話・メールなどを活用するなどの方法により算定が可能である旨の通知が厚生労働省より発出されています。

　　　　病院等の状況や新型コロナウイルス感染症の拡大状況等からやむを得ないと判断された場合には、収集された情報等の記述や支援経過記録等にやむを得ないと判断された理由と情報収集の方法について明記していただければと思います。

問４　計画書の第１表の記入方法を教えてください。

　　　計画書について、具体的にどの様に書けばいいのか教えてください。

答４　厚生労働省から発出されています「居宅サービス計画書標準様式及び記載要領」に沿った記載をお願いします。

　　　　第1表であれば、「利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果」や「総合的な援助の方針」等について、記載内容を明確にするまでの手順や意識すべき注意点等の記載もされていますので、参考にしていただければと思います。

　　　　本市としては、記載されている意見は誰からの意見か、なぜ解決すべき課題や利用するサービス等を位置付けたのか、それぞれの記述の根拠が明確となることを特に意識していただければと考えます。

問５　提出連絡票は軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認依頼申請書の手続きに関してのみ廃止ですか。

答５　当該集団指導実施時点では軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認依頼申請書のみ廃止となります。

問６　要介護１の方について、末期ガンで急な状態悪化が見込まれる場合に福祉用具貸与の例外給付に係る確認依頼申請書は提出してもいいですか。

答６　アセスメントにより必要性をご確認いただいたうえで申請をしてください。要介護認定の申請途中などの場合では結果が出てから申請していただき、急な状態悪化が見込まれることから医師への聴き取りについても早急に確認を行うなど調整していただき、遡及して本市が福祉用具貸与の必要性を確認できるように書類の準備をお願いします。

問７　福祉用具貸与の例外給付に係る確認依頼申請書等の申請書類はホームページに掲載されますか。

答７　当該集団指導で説明させていただいた福祉用具貸与の例外給付に係る確認依頼申請書等の新しい様式につきましては、当該回答集と併せて掲載させていただきます。また、その他の集団指導に係る資料についても併せて掲載いたします。